

飯塚市戸建て中古住宅取得補助金交付要綱(平成31年飯塚市告示第134号)の一部を  
改正する告示を次のように定める。

令和8年3月27日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市戸建て中古住宅取得補助金交付要綱の一部を改正する告示

改正後	改正前
<p>(交付対象者)</p> <p>第3条 飯塚市戸建て中古住宅取得補助金(以下「補助金」という。)の交付の対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、次の各号に掲げる条件の全てに該当するものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) この告示による補助金の交付を受けたことがないこと。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(交付の申請)</p> <p>第6条 補助金の交付を受けようとする交付対象者は、戸建て中古住宅取得補助金交付申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請し、申請日以後最初の2月末日までに次条の規定による交付決定を受けなければならない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(交付対象者)</p> <p>第3条 飯塚市戸建て中古住宅取得補助金(以下「補助金」という。)の交付の対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、次の各号に掲げる条件の全てに該当するものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(交付の申請)</p> <p>第6条 補助金の交付を受けようとする交付対象者は、戸建て中古住宅取得補助金交付申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請し、申請日以後最初の2月末日までに次条の規定による交付決定を受けなければならない。<u>ただし、補助金の交付申請は、一の住宅登記につき1件とする。</u></p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。